

令和7年度小金井市駅周辺放置自転車対策協議会日程

1 日 時 令和7年9月25日（木）
午前10時00分～午前11時30分

2 場 所 小金井市役所第2庁舎 801会議室

3 会議次第

(1) 駅周辺放置自転車対策協議会会長挨拶

(2) 小金井警察署交通課挨拶

(3) 議 題

- ① 第42回駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施要綱（案）について
- ② 第42回駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施日程（案）について
- ③ 自転車駐車場利用状況について
- ④ 過去10年間の撤去自転車等台数の推移について
- ⑤ 任期満了に伴う委員の改選について
- ⑥ その他

駅周辺放置自転車対策協議会委員名簿

令和7年4月1日現在

	名 前	氏 名	備 考
1	会 長	土屋 和子	交通安全協会
2	副会長	斉藤 浩	小金井市中央商店街協同組合
3	〃	尾島 勉	武蔵小金井駅前商店会
4	〃	宮本 啓史	蛇の目通り商店会
5	理 事	渡邊 一弘	本町町内会連絡協議会
6	〃	大久保 幸治	新小金井西口商店会
7	〃	谷合 正明	東小金井南口商店会
8	〃	池内 清三	小金井市悠友クラブ連合会
9	〃	岸野 勝利	小金井市ごみゼロ化推進会議
10	〃	信山 重広	駅構内営業者連絡協議会
11	委 員	渡辺 裕子	小金井警察署長
12	〃	丸田 伸彦	小金井消防署長
13	〃	鈴木 亜希子	東京都北多摩南部建設事務所・管理課長
14	〃	桑原 雅美	武蔵小金井駅長
15	〃	石原 泉	東小金井駅長
16	〃	浅見 和男	新小金井駅長(多摩川線管理所)
17	〃	藤澤 弘	小金井市商工会
18	〃	志村 隆由	小金井青年会議所
19	〃	木村 宗一郎	西武バス(株)滝山営業所
20	〃	川又 英行	農工大通り振興会
21	〃	中川 泰行	貫井坂下自治会連合会
22	〃	星野 晃一	新小金井商店会
23	〃	中川 洋	小金井市商業振興会
24	〃	今野 修明	京王バス (株)府中営業所

※ 役員の任期は、令和7年10月20日まで

議題(1)

第4 2回駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施要綱（案）

1 目 的

市内の各駅周辺に放置された自転車等は、歩行者や緊急車両の通行阻害となるとともに、街の美観を損ねるなど社会問題となっている。そこで、放置自転車問題を広く市民に訴えるため、関係する諸機関が相互に協力して、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施する。

2 活動の重点

(1) 広報活動

ア ポスターの掲示

参加団体及び金融機関、公共的施設及びＣＯＣＯバスに掲示する。

イ 市報等媒体掲載

市報１０月１５日号、市ホームページ及びツイッターに掲載する。

ウ 広報車等によるＰＲ

- ・市職員により市内全域を対象に広報車でＰＲする。
- ・駅頭にクリーンキャンペーン広報のぼり旗を設置する。

※ 新型コロナウイルス発生前に実施していた、市内各駅頭において市職員及び対策協議会委員等で行っていた朝の通勤通学時間帯のチラシ入りポケットティッシュの配布は、今回も中止とする。

(2) 駅前放置自転車等の撤去

期間中毎日実施する。

3 統一標語

「自転車の 代わりに置こう 思いやり」

4 期 間

令和７年１０月２２日（水）から３１日（金）までの１０日間

5 主 催

- ・小金井市
- ・小金井市駅周辺放置自転車対策協議会

実施要綱（案） 2 (1)ウの広報車広報文（別紙）

クリーンキャンペーン広報文

市民の皆さん

こちらは、小金井市役所及び駅周辺放置自転車対策協議会です。

「自転車の 代わりに置こう 思いやり」

10月22日から31日までの10日間、都内全域で駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施しています。

自転車は手軽な交通手段として、利用者は増える一方で、放置自転車が後をたちません。

通勤、通学の朝1分は貴重な時間です。「わたしの1台なら…」と思う気持ちが自転車放置の始まりです。

あなたの自転車は、皆さんの迷惑になっていませんか！

放置自転車は、歩行者の通行妨害、緊急時の活動障害など市民生活に大きな影響を与えることになります。

駅周辺の道路に、自転車等を放置しないでください。

駅から概ね500m以内は、自転車等の放置禁止区域になっています。
この区域内に放置してある自転車等は、連日撤去をしています。

安全で明るい街づくりは、放置自転車ゼロから！
皆様のご協力をお願いいたします。

議題(2)

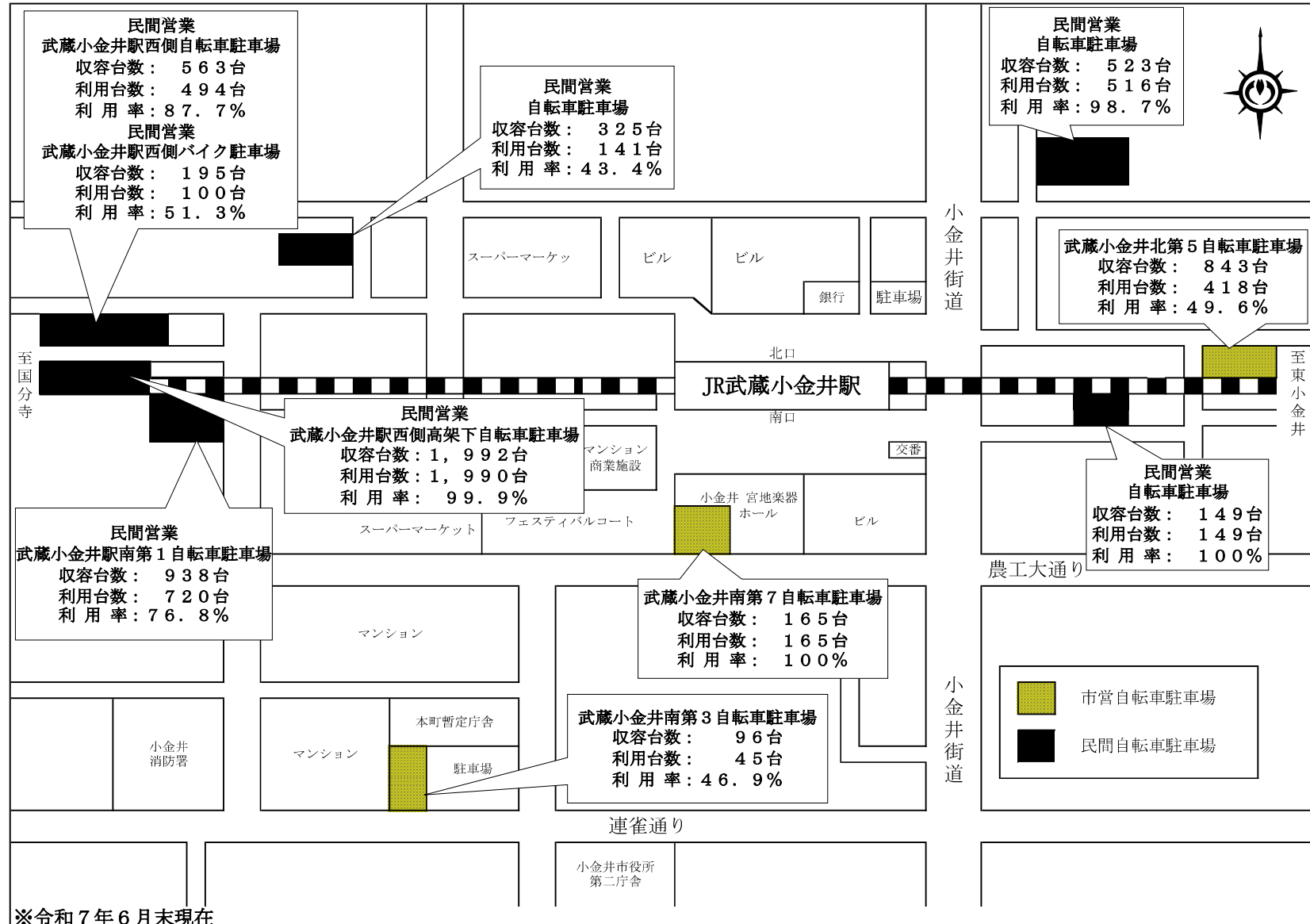
第42回駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施日程（案）

日 時	10月22日(水)	10月23日(木)	10月24日(金)	10月22日(水)～ 31日(金)
集合場所及び 集合時間	武蔵小金井駅南口 —	東小金井駅北口 —	新小金井駅改札口前 —	放置禁止区域
作業等の内容 参加機関	・駅頭広報 ・駅頭指導、駅頭チ ラシ配布 (今回中止)	・駅頭広報 ・駅頭指導、駅頭チ ラシ配布 (今回中止)	・駅頭広報 ・駅頭指導、駅頭チ ラシ配布 (今回中止)	・撤去作業
交通対策課	駅頭広報、駅頭指 導及びチラシ配布 5 人	駅頭広報、駅頭指 導及びチラシ配布 5 人	駅頭指導及び駅頭 チラシ配布 3人	通常撤去3人
都市計画課	駅頭チラシ配布 1人	駅頭チラシ配布 1人		
道路管理課	同上 1人	同上 1人		
まちづくり推進課	同上 1人	同上 1人		
建築営繕課	同上 1人	同上 1人		
交通安全協会		駅頭チラシ配布 1人		
小金井警察署	駅頭指導 1人	駅頭指導 1人	駅頭指導 1人	
武蔵小金井駅	駅頭チラシ配布 1人			
東小金井駅		駅頭チラシ配布 1人		
新小金井駅			駅頭チラシ配布 1人	
武蔵小金井駅前商店会	駅頭チラシ配布 1人			
本町町内会連絡協議会	駅頭チラシ配布 1人			
西武バス(株)	駅頭チラシ配布 1人			
京王バス中央(株)	駅頭チラシ配布 1人			
駅構内連絡協議会		駅頭チラシ配布 1人		
蛇の目通り商店会	駅頭チラシ配布 1人			
小金井市悠々クラブ連合会	駅頭チラシ配布 1人			
東小金井南口商店会		駅頭チラシ配布 1人		
中央商店街協同組合	駅頭チラシ配布 1人			
貫井坂下自治会連合会	駅頭チラシ配布 1人			
小金井市ごみゼロ化推進会議会	駅頭チラシ配布 1人			
農工大通り振興会	駅頭チラシ配布 1人			
新小金井西口商店会			駅頭チラシ配布 1人	
新小金井商店会			駅頭チラシ配布 1人	
小金井消防署	駅頭チラシ配布 1人	駅頭チラシ配布 1人		
東京都北多摩南部建設事務所	駅頭チラシ配布 1人			
小金井市商工会	駅頭チラシ配布 1人			
小金井青年会議所	駅頭チラシ配布 1人			
小金井市商業振興会	駅頭チラシ配布 1人			

※駅頭指導及び駅頭チラシ配布は、今回中止とする。

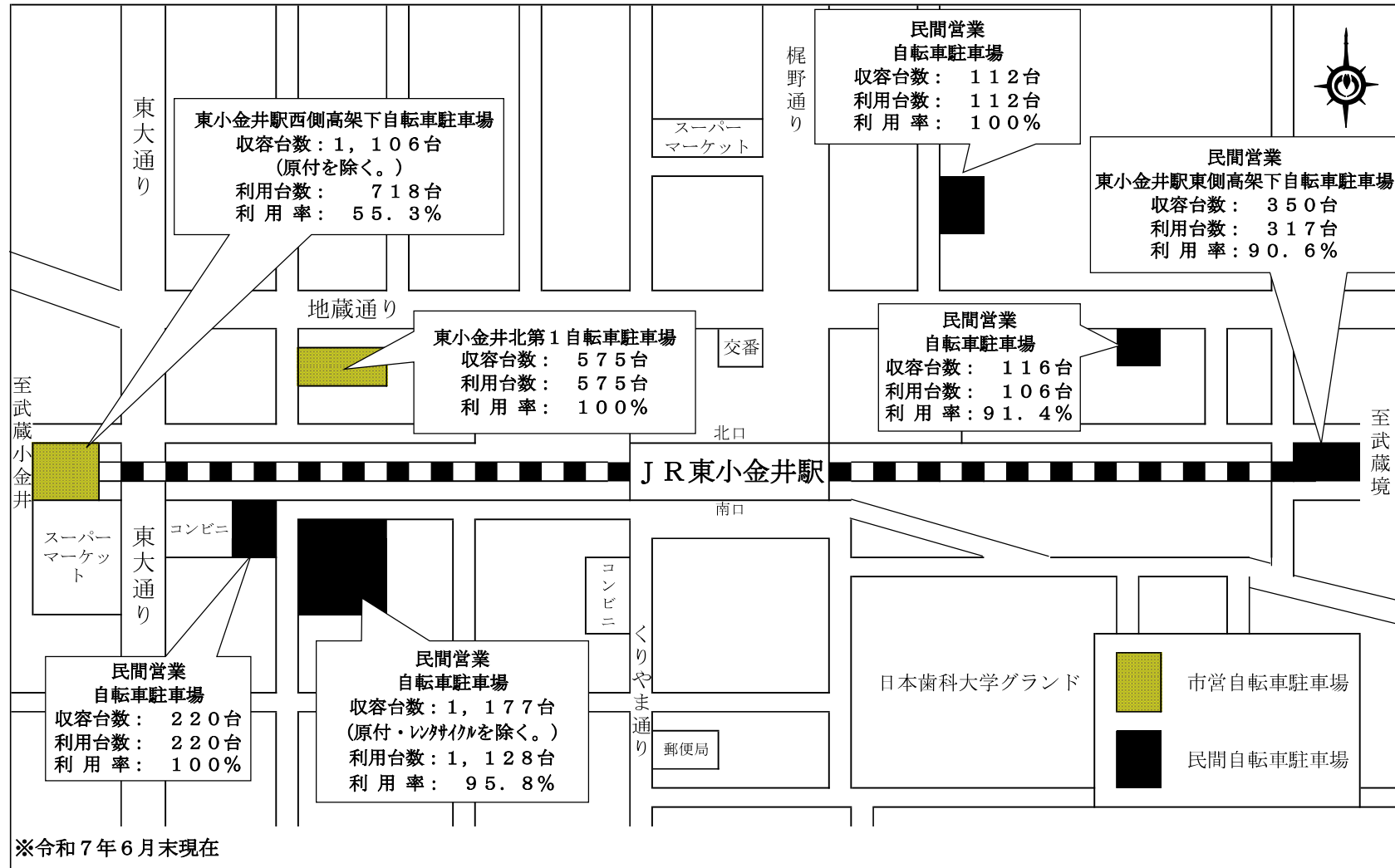
駅周辺自転車駐車場利用状況について

武蔵小金井駅周辺

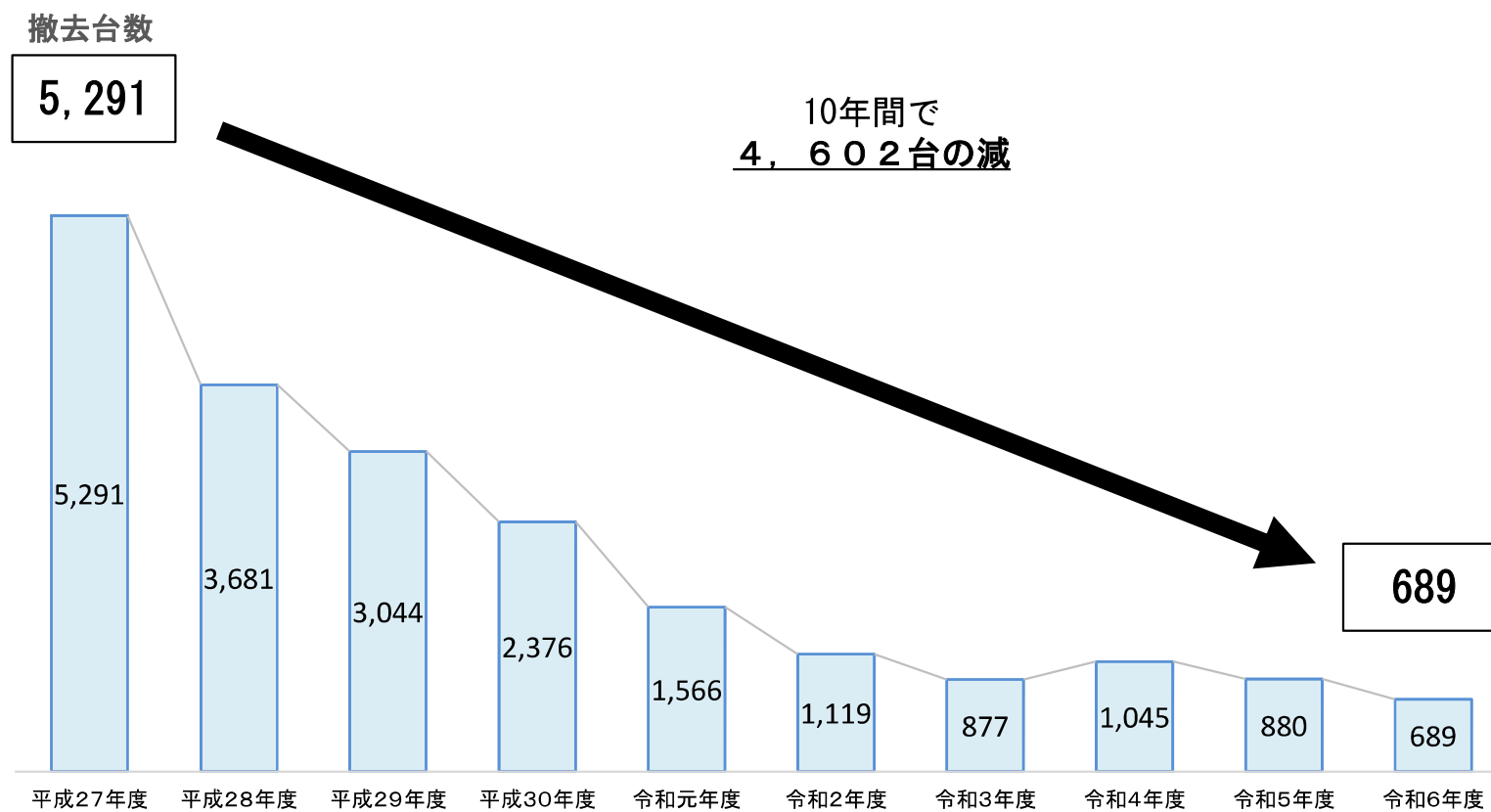


駅周辺自転車駐車場利用状況について

東小金井駅周辺



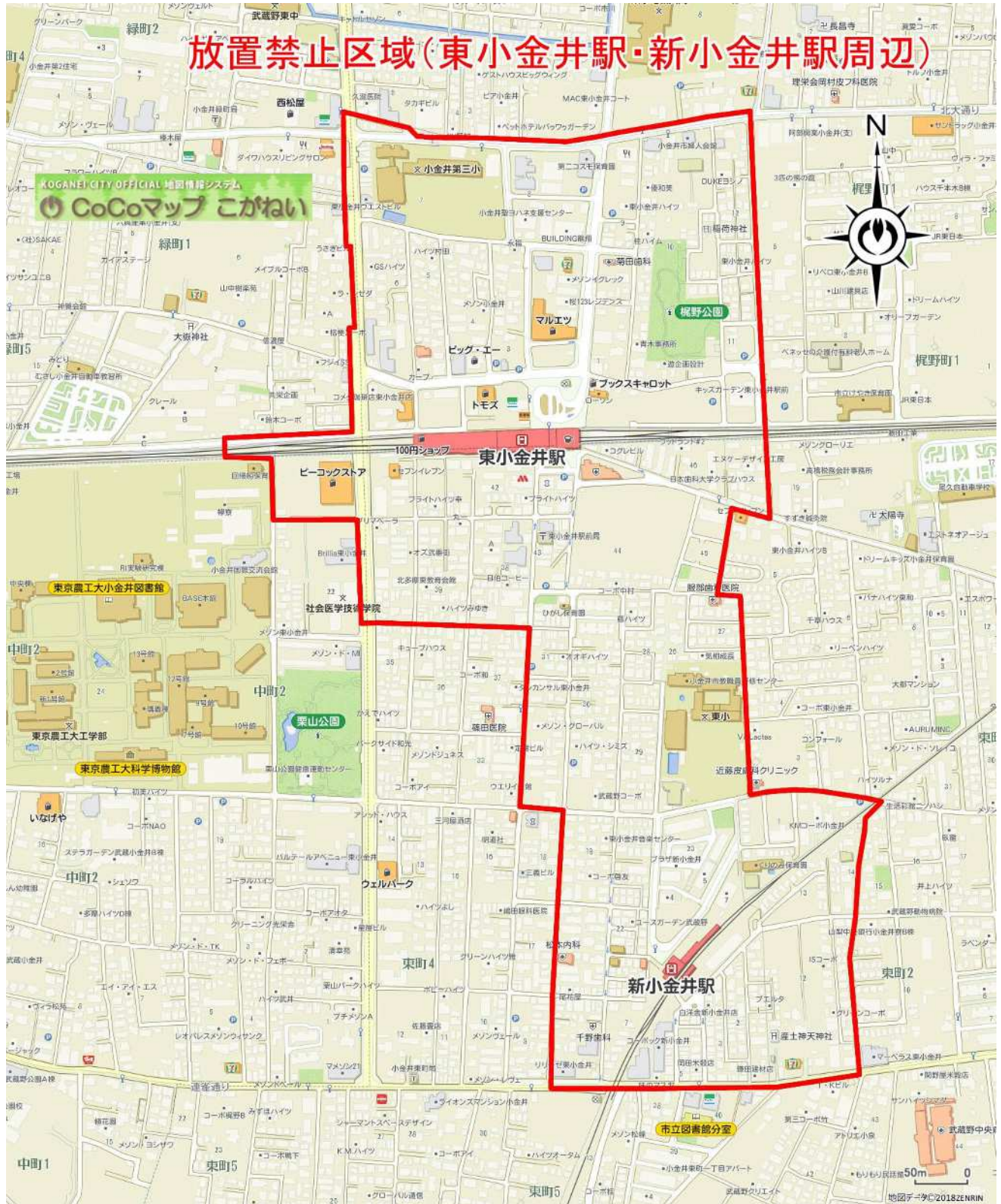
過去10年間の撤去自転車等台数の推移



(単位：台)



放置禁止区域(東小金井駅・新小金井駅周辺)



小金井市駅周辺放置自転車対策協議会規約

(目的)

第1条 小金井市駅周辺放置自転車対策協議会（以下「協議会」という。）は、駅周辺の放置自転車無くし、安全で快適な街づくりを目指し、地域の住民団体及び関係機関が一体となって、放置自転車のない小金井市を実現することを目的とする。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 放置自転車無くすための周知活動
- ② 市の実施する放置自転車対策活動への積極的な協力
- ③ その他特に必要とする事業

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体の代表者を委員として組織する。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- ① 会 長 1 人
- ② 副会長 5 人以内
- ③ 理 事 7 人以内

(役員を選出)

第5条 会長は総会において選出し、副会長及び理事は会長が選任する。

(役員職務)

第6条 会長は協議会を代表し、会の事務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときは、会長があらかじめ指名する副会長が、その職務を代行する。
- 3 理事は事業の推進について協議する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議は、総会及び役員会とし、必要に応じて会長が招集し、議長は

会長をもってこれに当たる。

2 総会は委員で構成する。

3 役員会は会長、副会長及び理事で構成する。

4 総会は委員の過半数の出席によるものとし、その議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。また、役員会も同様とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、小金井市都市整備部交通対策課に置く。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会にはかって定める。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和58年10月18日から施行する。

(経過措置)

2 小金井市駅周辺自転車問題対策協議会規約（以下「旧規約」という。）により選出された役員は、小金井市駅周辺放置自転車対策協議会規約により、選出したものとみなし、その任期は旧規約により選出された日から起算する。

付 則

この規約は、昭和63年7月15日から施行する。

付 則

この規約は、平成11年8月16日から施行する。

付 則

この規約は、平成13年8月31日から施行し、改正後の第9条の規定は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この規約は、平成18年10月11日から施行し、この規約による改正後の小金井市駅周辺放置自転車対策協議会規約の規定は、平成18年10月1日から適用する。

付 則

この規約は、平成１９年１０月１日から施行し、改正後の小金井市駅周辺放置自転車対策協議会規約の規定は、平成１９年４月１日から適用する。

別表（第３条関係）

小金井警察署・小金井消防署・東京都北多摩南部建設事務所・武蔵小金井駅・東小金井駅・新小金井駅・小金井市商工会・小金井警察署管内交通安全協会・小金井市ごみゼロ化推進会議・小金井市悠々クラブ連合会・駅構内営業者連絡協議会・小金井青年会議所・京王バス中央（株）・西武バス（株）・武蔵小金井駅前商店会・東小金井南口商店会・中央商店街協同組合・農工大通り振興会・蛇の目通り商店会・新小金井商店会・新小金井西口商店会・小金井市商業振興会・東町連合会・梶野町会・緑町連合会・本町連絡協議会・桜町自治会・貫井坂下自治会連合会